

議案第40号

飛騨市市営住宅条例の一部を改正する条例について

飛騨市市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年3月10日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

民法の改正に伴う改正

飛驒市市営住宅条例の一部を改正する条例

飛驒市市営住宅条例（平成16年飛驒市条例第217号）の一部を次のように改正する。

第42条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

飛騨市市営住宅条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第41条 略 (住宅の明渡要求)</p> <p>第42条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同行の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年5分の割合による支払期後の利息を付した額の金額を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条～第41条 略 (住宅の明渡要求)</p> <p>第42条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同行の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に<u>法定利率</u>による支払期後の利息を付した額の金額を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。</p> <p>以下 略</p>

飛騨市市営住宅条例の一部を改正する条例（案）要旨

1 改正の趣旨

民法の改正に伴う改正

2 改正の内容

不正入居により明渡要求した際の利息の割合は、法定利率により5%としていたが、民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）により法定利率が3%へと引き下げられた。この3%の利率も将来的に市中の金利水準と大きく乖離することがあり得るため、3年ごとに法定利率を見直す変動制が導入されることから、「年5分の割合」を「法定利率」に改めるもの。

3 施行日 令和2年4月1日